

「大阪府識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】

令和8年2月2日(月曜日)14時から令和8年3月3日(火曜日)24時まで

【募集方法】

電子申請、ファクシミリ、郵便

【提出人数・意見数】

- ・2団体と12名から計184件(うち意見の公表を望まないもの5件)のご意見をいただきました。
- ・寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。
- ・お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
1	<p>「はじめに」の部分、10行目に「在日外国人や帰国者など」とありますが、当時の在日外国人や帰国者とは、在日コリアンと中国帰国者でしょうか。正確に理解してもらうためにも、漠然と書くのではなく、歴史的な変遷が分かるように書いた方がいいと思います。また、今もなお、識字教室の必要性があるということをもう少し書いた方がいいのではないかと思います。識字から日本語教室へ変わったのではなく、識字に加え日本語教室が生まれ、その中には識字の実践を継承しているものもあるという認識になるような表現の方がいいのではないかと思います。今の案では、識字が日本語教室に変わり、識字の必要性はすでにあまりないかのような文章にも見えます。また、言葉やその読み書きについて学ぶことを通して、人とつながることができること、自分の置かれている状況などを知ることなど、言葉を学ぶことの意義をもう少し膨らませていいのではないかと思います。5ページ冒頭にも書いていますが、肝だと思うので冒頭でもしっかりと触れた方がいいと思います。理解を深めるために、逆に言葉や読み書きができないことで自己否定、自尊心が削られることを書くのもありかと思いました。</p>	<p>歴史的な変遷が分かるように記載すべきというご意見について、ここでは方針策定の背景と趣旨を端的に説明しているため、原案どおりとします。また、識字学級の実践・意義が日本語教室にも継承されていることは、第1章「1 方針策定の背景と趣旨」の中で記載していますので、原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
2	<p>2ページについて、識字教室を求めている人の数は分からないでしょうか。あるいは分からないが、一定数が存在することを言えないでしょうか。例えば、脚注で国で非識字者の数等、実態を把握する調査は行っていないが、各都道府県、政令指定都市で夜間中学校を開設するように促しており、そのことから義務教育を十分に終えられなかった人や非識字である人が一定数いること、数の多寡に関わらず、対応が必要です。みたいなことは書いておいてもいいかなと思いました。基本的な人権、権利の問題であり、数の話ではないし、国も必要だと言っていることに触れて置いた方がいいかと思います。</p>	<p>識字教室を必要とする人の数については、統計的に把握されていないため、具体的な数値を示すことは困難です。識字教室を必要とする人が一定数存在していることについては、第1章「1方針策定の背景と趣旨」において、以下のように記載していますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p> <p>※原案からの抜粋 「令和2（2020）年国勢調査では、大阪府内において、小学校または中学校を卒業していない人が42,399人存在することが明らかとなっており、成人基礎教育の機会を確保し、だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。」</p>
3	<p>「こうした識字学級の実践は、大阪府における人権保障としての言語保障の理念と識字・日本語教育の基盤を形づくってきました。」とありますが、人権保障としての言語保障だけではなく、「人権保障と、さらに人権保障としての言語保障の理念…」ではないでしょうか。人権保障としての言語保障だけではなかったはずです。ご検討ください。</p>	<p>当該箇所は、識字学級の実践が特に「人権保障としての言語保障」の理念を基盤として形成されてきた経過を端的に示す趣旨で記載しているものです。本方針は、識字・日本語教育の推進に関するものであり、記述の簡潔性や文脈を踏まえ、原案のとおりとします。</p>
4	<p>「また、学校教育の場においても、外国につながるある子どもたちの増加に伴い…」 上記の前に、大阪府では不登校児童生徒が増えている、またその児童生徒が卒業し、社会生活を営んでいる。残念ながら識字・日本語教室での学習の機会を必要としている人びとがいるということ述べた方が良いと思います。識字・日本語教室は、どうしても外国につながるある人びとの学ぶ場へシフトととられがちです。いわゆる「日本語教室」になると、日本で生まれ育った人びと（外国にルーツを持つ人も含む）は通いにくくなります。透明化されてしまう人びとについて触れることは大切だと思います。また、識字・日本語は地域における成人基礎教育の場でもあるので、子どもたちの問題も大事ですが、その課題より前段に記した方が良いと思います。ご検討願います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第3章識字・日本語教育の推進の内容に関する事項」「1識字・日本語教育による学習機会の充実」「(4) 地域における学習機会の充実」の中の文章を、以下のとおり修正します。</p> <p>「近年、地域における識字・日本語教室では、学習を希望する外国につながるある人びとが増加するとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった人びとなど、これまで以上に多様な背景をもつ人びとが参加するようになっています。」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
5	<p>「また、学校教育の場においても、外国につながる子どもたちの増加に伴い、」の段落についてです。身近な学習者でいえば、日本語指導や母語・母文化を尊重した学習を支援する人員の配置などがされていません。母語・母文化はまったく保障されておらず、家族がそれらを全てになっています。政令市をのぞく各自治体では、確実にこれらは実施されているといえるのでしょうか。文章の最後の方に「子どもたちが安心して学び、学校生活に主体的に参加できる環境づくりにつながっています。」とあります。かなり充実した状況であると読み取れるのですが…。充実した状況にあるのであればそのまま良いと思いますがまだまだ環境整備などが必要ということであればそれらを記した方が良いのではないかと思います。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>
6	<p>「すべての人がことばを学び、主体的に社会参加することを支える場として機能しており、外国籍の人を含む多様な背景のある人びとが学んでいます。」とありますが、識字と同様、ことばに限らず人権教育の場でもあることなのでその旨記載が合った方が良いと思います。</p> <p>「すべての人が自らの人権やことばを学び…また夜間中学は学校教育で、主体的に社会参加することを支える場として機能」と表記することに違和感があります。「主体的に社会参加する学びの場を保障」など、保障する場であることを強調した方が良いと思います。「外国籍の人を含む…」とありますが、「不登校経験のある人や」を前に入れた方が良いと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第1章「1方針策定の背景と趣旨」の中の文章を、以下のとおり修正します。</p> <p>「中学校夜間学級は、すべての人がことばを学び、主体的に社会参加することを支える場として機能しており、不登校経験のある人や外国籍の人を含む多様な背景のある人びとが学んでいます。」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
7	<p>「令和6（2024）年末現在、大阪府に暮らす外国人住民は約33.4万人に達し、府人口の約26人に1人が外国人となっています。多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、かつそのような場に主体的に参画できるようになるために、識字・日本語を学ぶことのできる環境の一層の充実が求められています。</p> <p>また、令和2（2020）年国勢調査では、大阪府内において、小学校または中学校を卒業していない人が42,399人存在することが明らかとなっており、成人基礎教育の機会を確保し、だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。」</p> <p>上記は、2つの段落を入れかえた方が良いと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、論旨の流れを明確にする観点から、該当の箇所については、段落の順序を入れ替えます。</p>
8	<p>ぼうとうにでてくる、「ことば」については注で次のように記されています。</p> <p>「本方針において「ことば」とは、母語・日本語などの言語そのものに加え、文字の読み書き、自己の思いや考えを表現し他者と意思疎通を図る多様な手段を含め、人が日々の生活を営み、社会に参画し、自己を形成していくために必要な力ととらえます。」</p> <p>かなり広義なものになるので、本文中では鍵かっこを付ける方が良いと思います。また、注の文面は、「ことば」=ちからとなっているのでそまでこの言葉に込められるのだろうかとの疑問があります。かなり広い意味を含むのでもう少しわかりやすい他の表記の方が良いのではないかと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、本方針において「ことば」の定義は一般的な日常用語としての意味よりも広く整理されておりますが、これは、本方針において、「ことば」を、母語や日本語、文字の読み書きといった技能に限らず、人が自分らしく生き、他者や社会と関わりながら生活していくための基盤として位置づけていることによるものです。</p> <p>このため、表記については原案通りといたしますが、第1章「1 方針策定の背景と趣旨」の1行目にある「ことば」については鍵括弧表記とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
9	<p>「社会的に不利な立場にあり十分な教育を受けられなかった人びとが、自らの力で文字や言葉、社会のありようを学ぶために集まったのが識字学級の始まりです。」についてです。</p> <p>地域住民や地域在住の人々がその取り組みに立ち上がったかと思えます。当時、どれだけ学校教職員がかかわっていたかわかりませんが、学校教職員も自らの差別性に向き合い、学びの場の保障を実践していくことがなされたと思えます。社会的に不利な立場にあり十分な教育を受けられなかった人びととともにこの取り組みを支えた人がいることも記載した方が良いと思えます。</p>	<p>第1章「1 方針策定の背景と趣旨」の中で、「また、支援者として関わってきた学校教職員や地域住民ボランティアも学習者に学ぶことができました。」と記載していますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
10	<p>大阪府では「障がい」と条例などで表記されているかもしれませんが、自治体によっては、表記を障害の社会モデルを踏まえて、「障害」と表記するところが増えてきています。障害者差別解消法も漢字表記になっているので揃えても良いのではないかと思います。</p>	<p>大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等において、マイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いず、「障がい」とひらがなで表記することとしています。本方針においても、その考え方を踏まえた表記とします。</p>
11	<p>「識字学級では、差別や貧困、障がいなどにより学校に通えなかった人びとに加え…」とありますが、学校に通っていても、学校教員による差別や、子どもたちによるいじめ、差別により十分に学べなかった人が沢山います。学校で教員に差別をされ学び続けることが出来なくなった人は、識字にも、夜間中学にも来られています。そのあたりがわかる表記が良いと思えます。</p>	<p>識字学級や中学校夜間学級には、学校に在籍していたものの、さまざまな理由により実質的に十分な学びを得ることができなかった人も学びに来ている実態があると認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討の参考とします。</p>
12	<p>識字・日本語学習において日本語学習を必要とする外国につながるのある子どもたちのことものをべるのであれば、障害者の識字についても触れるべきだと思います。法律も障害者差別解消法ができています。以下に、障害者差別解消法も加え、インクルーシブ教育にかかわる文言を入れるべきです。</p> <p>「国においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号。以下「教育機会確保法」という。）や「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。）に基づき、多様な学びの機会の保障推進や、日本語教育の推進に向けた施策が進められています。」</p>	<p>識字・日本語教育の推進にあたっては、特に日本語教育推進法及び教育機会確保法の基本理念を踏まえることが重要であると認識しているため、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
13	1 頁 1 行目「一人ひとりの」をとる。入っていると、文意が分かりにくくなるため。	ご指摘を踏まえ、文意が伝わりやすくするために、以下の通り修正します。 「一人ひとりの」→「一人ひとりが」
14	1 頁 9 行目「障がい」を「障害」に変える。国の法律でも「障害」をもちいており、「社会モデル」や【人権モデル】に立てば、「障がい」を用いる積極的意味がないから。	大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等において、マイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いず、「障がい」とひらがなで表記することとしています。本方針においても、その考え方を踏まえた表記とします。
15	1 頁下注 1 この箇所の注だけではなく、この方針全体で用いる基本的概念は、「ことば」ではなく、「よみかきことば」とするべきです。なぜなら、通常「ことば」という概念には読み書きは必ずしも含まれていないからです。識字を含む方針であるならば、間違いなく読み書きが府生まれていると読み手に分かるよう「よみかきことば」を用いる方が適切です。	1 ページ脚注 1 の中で、本方針における「ことば」とは、文字の読み書きを含める概念であることを補足していますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。
16	2 頁本文の下から 6 行目。「だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。」あとに次のように続ける。 「さらに、2024 年度の不登校児童生徒数は小学校で 7,153 人、中学校で 13,651 人、高校で 6,452 人となっています。特に高校での生徒 1,000 人当たり不登校生徒数は全国でトップとなっており、原因の分析と問題の解決が望まれます。」	本方針では、教育機会確保法の趣旨を踏まえた基本的な方向性を示しており、具体的な数値等の追加については行いませんが、今後の施策検討の参考とします。
17	「また、令和 2（2020）年国勢調査では、大阪府内において、小学校または中学校を卒業していない人が 42,399 人存在することが明らかとなっており、成人基礎教育の機会を確保し、だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。」 →成人基礎教育の機会を確保し、は「保障し」ではないでしょうか。	教育機会確保法の条文を参考に、表現については原案のとおりとします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「1 方針策定の背景と趣旨」		
18	<p>1 ページ 6 行目「地域で」を削除する。 →「地域」という、なんとなく持って回ったような言い方に、違和感があります。</p>	<p>文章表現については、全体を通して文意が伝わるように留意しております。ご指摘の箇所については原案のとおりとします。</p>
19	<p>1 ページ 15 行目「日本語を学びたい人々」だけではないだろう。 →「言葉、読み書きが不十分であれば日常生活が不自由で、人権が保障されないことにもなる人びと」である。</p>	<p>日本語教育は、人権保障や生活の基盤に関わる重要な取組であると認識しています。そうした背景も含めて「日本語を学びたい人々」と表記していますので、ご指摘の箇所については、原案のとおりとします。</p>
20	<p>2 ページ 6 行目から 11 行目・6 行目「大学や専門学校～提供されています」 →それ相応の金額が必要とされるものである。1 ページ「趣旨」の書き出しにある「すべての人に保障されるべき基本的な権利です。」という文言がなんとなく、遠くのもののように感じます。 ・9 行目「さまざまな形で～設けられています」 →まだまだ不十分だと思います。 ・10 行目「工夫が進められています」 →まだまだ不十分だと思います。</p>	<p>本方針は、識字・日本語教育施策の基本的な方向性を示すものであり、いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
21	<p>国の動向として、『2023 年 6 月に閣議決定した「教育振興基本計画」では、夜間中学の設置促進と充実が重要施策として位置づけられました。』と、夜間中学に関する内容を明記すべきと考えます。</p>	<p>本方針では、国の動向については法令に基づく事項を中心に記載することとしており、記載については原案どおりとします。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「2 方針の位置づけ」		
22	<p>2方針の位置づけ「本方針は、日本語教育推進法第11条に基づき、大阪府における識字・日本語教育の推進に関する施策の基本的な方針として策定するものです。策定にあたっては、教育機会確保法の理念をふまえるとともに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定、令和7年9月改訂）をふまえます。府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主等が連携し、あらゆる場における取組を一層促進するため、大阪府の関連する指針、方針及び計画と整合性を図りながら一体的に推進していきます。」</p> <p>上記はインクルーシブ教育を含む、障害者差別解消法にも触れた方が良いと思います。</p>	<p>本方針の位置づけについては、日本語教育推進法等に基づき整理しています。ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
23	<p>3ページ「2方針の位置づけ」</p> <p>→令和8年1月23日閣僚会議の決定の取り扱いはどう？決定の文書から抜粋などして、書き足してもいいのではないかと。すでに発表されているものである。但し、実行されていくのはこれからだろうが…。</p>	<p>国の動向に関する記載については、法令に基づいて整理しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討の参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「3 用語の定義」		
24	<p>「3用語の定義」について、識字と日本語教育の関係はどんな感じでしょうか。定義を見る限りでは、より広範な概念として識字があり、特に外国人に関する部分について、より具体的に日本語教育の定義があるという考え方でいいでしょうか。識字&日本語なのか、識字の中の識字の活動&日本語教育の活動なのか、本指針のタイトルそのものですが、「識字・日本語教育」の理解が進むような文があるとよいと思いました。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第1章「3用語の定義」の最後に、以下のとおり追記します。</p> <p>「以上、整理してわかるように、「識字」と「日本語教育」の概念はその多くが重なっています。大阪府における識字・日本語教育は、識字学級の実践に培われた人権尊重の理念を背景に、識字と日本語教育を相互に関連し合うものとして一体的に取り組んできました。」</p>
25	<p>「社会参加のための支援外国人等が地域社会において円滑に生活し、学び、働くための日本語習得支援。」とありますが、現在「外国人との秩序ある共生社会」という名のもと排外主義的な取り組みが残念ながら自治体でもすすめられています。円滑に生活しは、同化を進めることにつながるのではと思う側面もあります。「外国人等が市民として安心して生活し、学び、働くための…」の方が良いのではないかと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章「3用語の定義（2）日本語教育」の中の文章を、以下のとおり修正します。</p> <p>「外国人等が地域社会において生活し、学び、働くための日本語習得支援。」</p>
26	<p>3用語の定義（1）識字 このなかにも多民族多文化共生の識字があつてよいとおもいます。多様な民族・文化をみとめあい、現存する差別にあらがう力を育む場だと思えます。</p>	<p>「識字」は単なる文字の読み書き技能にとどまらない、幅広い概念であることは、本方針の中で記載しておりますので、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>
27	<p>4頁（1）「識字」の説明の最後に、次のように付加する。 「一方で、識字問題が問いかけるのは、社会が読み書き能力に関係なく安心して暮らせる場となっていくべきだということです。障害者に関連してユニバーサルデザインが提唱されていますが、識字という領域においてもユニバーサルデザインを社会的に広げることが求められています。」</p>	<p>「識字」の定義について記載している箇所ですので、原案のとおりとします。いただいたご意見については、今後の施策検討の参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章	はじめに「3 用語の定義」	
28	<p>4頁最後。「日本語教育」の定義のあとに(3)として「識字・日本語教育」の定義を記すべきです。</p> <p>この文書で言う「識字・日本語教育」とは、「しき字」と「日本語教育」をあわせただけの概念ではありません。日本語教育推進法第2条では「この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう」とあり、日本で生まれ育った人も法律の対象であることが示されています。この意味では、この法律は識字問題にも適用されます。さらに同法14条では、「国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と定め、政府には、日本語に止まらず広く学力保障のための教育条件整備が課せられています。また識字・日本語教育の推進にあたっては、「教育機会確保法」も重要です。同法第14条には、「学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められています。ここには、夜間中学だけでなく、さまざまな学習機会の提供が必要であることが示されています。地域で開かれている識字・日本語教室もこの中に含まれます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第1章「3用語の定義」の最後に、以下のとおり追記します。</p> <p>「以上、整理してわかるように、「識字」と「日本語教育」の概念はその多くが重なっています。大阪府における識字・日本語教育は、識字学級の実践に培われた人権尊重の理念を背景に、識字と日本語教育を相互に関連し合うものとして一体的に取り組んできました。」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第1章 はじめに「3 用語の定義」		
29	<p>4頁の最後に、(3)として「識字・日本語教育」の定義を記すべきです。この文書で言う「識字・日本語教育」とは、「識字」と「日本語教育」をあわせただけの概念ではありません。「識字」は「人権の基盤としての識字」「生活の基盤としての識字」「社会参加のための識字」「自己実現のための識字」という説明があり、「日本語教育」は「多文化共生の基盤形成」「社会参加のための支援」「言葉に対する権利の保障」「日本語習得のための教育」と説明があります。改めて読んでみても分かる通り、これら二つの概念の多くは重なっています。また、「日本語教育」の説明として「人権の基盤としての日本語教育」「生活の基盤としての日本語教育」「社会参加のための日本語教育」「自己実現のための日本語教育」とあっても問題はないばかりか、活動の本質的な特徴をよりの確に示すこととなります。同様に「識字」の説明として「多文化共生の基盤形成」「社会参加のための支援」「言葉に対する権利の保障」「日本語習得のための教育」とあってもまったく問題はないでしょう。むしろ両方を重ねて一緒に取り組むことこそ求められています。このような問題意識から実際の活動においても、1990年の国際識字年の頃から、大阪府ではこの二つの取り組みが一体のものとしてすすめられてきました。大阪府の取り組みにおいてこの二つが重ねてすすめられてきたことは、文化庁や文部科学省においても認められてきたところです。そこで、この文書では、「識字・日本語教育」という概念を基礎に置いています。同時に、このことをわかりやすくするために「識字・日本語教育」のわかりやすい言い換えとして「よみかきことば」を用いているのです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第1章「3用語の定義」の最後に、以下のとおり追記します。</p> <p>「以上、整理してわかるように、「識字」と「日本語教育」の概念はその多くが重なっています。大阪府における識字・日本語教育は、識字学級の実践に培われた人権尊重の理念を背景に、識字と日本語教育を相互に関連し合うものとして一体的に取り組んできました。」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「1 識字・日本語教育推進の目的」		
30	<p>「大阪府における識字・日本語教育の推進は、すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを表現し、他者とつながり、主体的に生きる力を育むことを目的としています。ことばは、個人の尊厳を支える基盤であり、教育・就労・生活のあらゆる場面において欠かせないものであるとともに、社会への参画を可能にする重要な手段です。」とありますが、目的は学習者が何かを習得して主体的に生きていく力を育むことだけでなく、支援者や行政担当者など、そこにかかわる人びとが社会のありようを考える場だと思うのでそのことも記した方が良いと思います。支援者や行政担当者ももちろん自分自身のことばを獲得していく場でもあると思いますが、上記だけだとどうしても既存社会のありようを変えていくとはなりにくいように思います。</p>	<p>識字・日本語教育が、それに携わる支援者や関係者にとっても、社会の在り方を考える契機となる場であることについては認識しています。</p> <p>第1章「1方針策定の背景と趣旨」においても、「また、支援者として関わってきた学校教職員や地域住民ボランティアも学習者に学んできました。」と記載していますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
31	<p>1 識字・日本語教育推進の目的には、教育機会確保法、日本語教育推進法のみではなく障害者差別解消法も入れるべきではないでしょうか。インクルーシブ教育について触れた方が良いとおもいます。また、インクルーシブ教育については、総括所見において是正勧告なされていることも触れるべきだと思います。</p>	<p>識字・日本語教育の推進にあたっては、特に日本語教育推進法及び教育機会確保法の基本理念を踏まえることが重要であると認識しているため、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
32	<p>第2章5頁なかほど「また、識字・日本語教育の推進にあたっては、日本語教育推進法の基本理念にのつとともに教育機会確保法の基本理念をふまえ実施する必要があります。」という文言を次のように変える。「また、識字・日本語教育の推進にあたっては、日本語教育推進法の基本理念にのつとってすすめます。同法第2条では「この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう」とあり、日本で生まれ育った人も法律の対象であることが示されています。さらに同法14条では、「国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学</p>	<p>識字・日本語教育の推進にあたって、日本語教育推進法および教育機会確保法の趣旨を踏まえることは重要であると認識しています。</p> <p>本方針では、両法の基本理念に基づく方向性を示しており、記載内容は原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「1 識字・日本語教育推進の目的」		
	<p>の支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と定め、政府には、日本語に止まらず広く学力保障のための教育条件整備が課せられています。また識字・日本語教育の推進にあたっては、教育機会確保法に則ってすすめることも重要です。同法第14条には、「学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められています。ここには、夜間中学だけでなく、さまざまな学習機会の提供が必要であることが示されています。地域における識字・日本語教室もその一つであることは明らかなです。」</p>	
33	<p>5ページ第2章「1 識字日本語教育推進の目的」 →文章には「推進法の基本理念」と「確保法の基本理念」の抜粋はあるが、3ページの「2方針の位置づけ」との関連でいうと、令和8年1月23日閣議決定の抜粋など追加するか、資料として付けてもいいのでないか。</p>	<p>本方針では、関連法令の基本理念を踏まえ、目的を整理して記載しています。ご指摘の閣議決定については重要と認識していますが、本方針では要点を整理した記載としていますので、原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「2 府の責務」		
34	下から4行目に、「日本語教育の推進に向けた体制整備、実態把握」「日本語教育の推進に向けた支援体制整備」、「各主体との連携」の項目で「必要な調整・支援体制を整えます」とあるので、府の責務の項目で、支援を明確に書いていただきたいです。	本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。
35	「2府の責務」として、市町村や国際交流協会、関係機関、関係団体等で解決しないニーズや課題について、国に届けていくということを入れることはできないでしょうか。	これまでも国に対し、継続的・安定的な財政支援の確保や人材育成の充実、地域の実情に応じた柔軟な制度運用などを要望してきておりますので、ご指摘の箇所については、「国への要望活動」を追記します。
36	<p>2府の責務</p> <p>「大阪府は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念のもと、国、市町村、識字・日本語教育に携わる関係機関・団体等との適切な役割分担をふまえ、府内各地域の実情に応じた識字・日本語教育の推進に向けた体制整備、実態把握及び方針の策定を行います。あわせて、市町村の識字・日本語教育担当者や指導者・支援者に対する研修機会の提供、府内関係者のネットワークづくり、他事業との連携・協力や広報活動などを実施します。」</p> <p>上記「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念に関して、「人権保障はもとより、ことばを学び…」とした方が良いのではないのでしょうか。ことばもちろん保障されるべき基本的な権利であるし、人権保障としての言語保障ということもあるかと思いますが、労働環境においてことばだけでなく人権が保障されていない現状があります。そのようなことからことばに限らないということが記載されている事も大事かと思えます。</p>	本方針は識字・日本語教育の基本的な方向性を示すものであることから、「人権保障としての言語保障」の観点を軸に記載していますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。
37	<p>2府の責務</p> <p>大阪府は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」上記にある「ことば」は、はじめにで定義されているかなり</p>	1ページ脚注1の中で、本方針における「ことば」とは、文字の読み書きを含める概念であることを補足していますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「2 府の責務」		
	広義なものだともおもいますが、これだけだと母語・日本語のみにとらえられがちです。「よみかきことば」とした方が識字の実践とも重なると思います。	
38	6頁にある「2府の責務」に「9月の識字月間を活用して、識字・日本語活動の活発化と府民啓発を進めます」と書き込んでください。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
39	P.6の「2府の責務」の文章のあとに次の文章を加えてください。 「また、学習者がおかれている状況から見えてくる社会的な課題を国や市町村や府民に示して、課題解決に向けて共に歩めるよう働きかけを行います。」	本方針では、府の責務として、国、市町村、国際交流協会、関係機関・団体等と連携し、識字・日本語教育の推進に取り組むことを位置づけています。また、第2章「3各主体に期待される役割」において、「大阪府は、識字・日本語教育に関する市町村ごとの状況や教育現場の実情をふまえ、関係部局が連携して、国、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、識字・日本語教育に携わる各主体と連携し、必要な調整・支援体制を整えます。」と記載しておりますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。 なお大阪府では、地域日本語教育の総合的な体制づくりを進める中で把握したニーズや課題について、これまでも国に対し、継続的・安定的な財政支援の確保や人材育成の充実、地域の実情に応じた柔軟な制度運用などを要望してきており、今後も必要に応じて国への働きかけを行っていくことが重要であると認識しています。
40	第2章の「2府の責務」が、なぜここにあるのか、意味が分からない。「責務」ということで、「府の責務」を「改めて確認しておきたい」というような意味合いがあるのなら、「はじめに」か「おわりに」でも書けばいいのではないか。	本方針における「府の責務」は、識字・日本語教育を推進するうえでの大阪府の役割を明確にするために位置づけているものですので、記載している内容は、原案どおりとします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「3 各主体に期待される役割」		
41	<p>(3) 国際交流協会等のところ。「外国人等住民の活躍の機会や地域住民との交流の場の提供に努めることが望まれる」という位置づけになっていますが、すべての国流ではないかもしれませんが、日本語教育の現場を担っていると思います。すでに担っているし、大きな役割を果たしていることは明記していただいた上で、すでに取り組んでいるところは今後さらに、取り組んでいないところは少しでも取り組んでいくことが期待されますという流れで書くことができないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2章「3各主体に期待される役割」「(3) 国際交流協会等」の文章を、以下の通り修正します。</p> <p>「また、地域の国際交流協会等においては、NPO や支援団体、外国人等住民とのネットワークを活用し、外国人等住民の活躍の機会や地域住民との交流の場を提供する役割を果たしてきました。今後さらに、これらの取組を推進することが望まれます。」</p>
42	<p>学校、教育機関については触れないでしょうか。第3章の内容を考えると、ここに出てこないのは不自然な気がします。ここまで一切触れて来ずに、第3章に入って、急に指針で取り扱う範囲が広がった感じがして戸惑いました。</p>	<p>本方針では、第2章「3各主体に期待される役割」において「学校」を独立した項目として立てることはせず、府や市町村の取組、ならびに第3章に記載する具体的施策の中で、学校教育に関わる内容を記載することとしていますので、原案どおりとします。</p>
43	<p>(2) 市町村に「識字・日本語学習を必要とする住民のニーズの把握や地域住民の理解を図ること、」とあります。「ニーズの把握をふまえ学習機会を増やすこと」としても良いと思います。先に、不登校生徒児童が増えている、外国につながるのがある住民が府内で増えているとありましたので増やす、または設置などを把握にとどまらず、積極的に書いた方が良いと思いました。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「3 各主体に期待される役割」		
44	<p>(4) 関係機関、関係団体等</p> <p>「識字・日本語教育に関わる関係機関や関係団体等は、それぞれの専門性や地域とのつながりを活かし、多様な背景のある人びとの学びを支える重要な担い手です。これらの機関や団体は、学習支援、相談対応、教材開発、学習環境の整備、学習者同士や地域住民との交流の場づくりなどを通じて、識字・日本語教育の推進に貢献しています。行政や他の関係主体と連携・協働し、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な支援体制の構築に寄与することが期待されます。」</p> <p>この箇所には、実績として識字・日本語センターや識字・日本語連絡会の名称が入って良いと思います。名称は変わりながらも、20年以上は行政と連携しながら取り組みをしてきたのは事実だと思います。そのことは記載してしるべきだと思います。</p>	<p>識字・日本語教育に関わる関係機関・関係団体等が、これまで府内において重要な役割を果たしてきたことは認識しています。</p> <p>識字・日本語センターについては、第3章において、脚注15として、開設後の経緯や事業内容等を補足しています。また、その補足説明の中に、識字・日本語連絡会についても記載していますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>
45	<p>(6) 府民のところ「やさしい日本語」や「読み仮名表記」とありますが、これは暮らしに一番近い基礎自治体が率先した方がよいことなので、市町村のところにも入れてもらった方が良いと思います。四條畷市などは、生活に必要なことからの箇所は広報でひらがな表記をすとし、実施しています。また役所などの窓口においても、わかりやすい日本語、ことば、などを通じて市民に情報提供するよう努めているようです。行政資料・書類や窓口での対応は、本来だれにでもわかりやすい表記、ことばであってほしいのですが、実際はそうではありません。そこを改善していく必要があると思うので、市町村や大阪府のところに、むしろ加えてください。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>
46	<p>(5) 事業主</p> <p>「外国人等を雇用する事業主は、府や市町村が実施する識字・日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人等が職務や生活を円滑に営むために必要な日本語を、本人の希望や状況に応じて習得できるよう、学習機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められます。ま</p>	<p>本方針は、識字・日本語教育のさらなる推進を図るものであり、本項目は事業主に対する一般的な期待を示すにとどめており、ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「3 各主体に期待される役割」		
	<p>た、雇用する外国人等の家族に対しても、同様の支援に努めることが求められます。」</p> <p>上記ですが一方的に日本にいるから日本語をとということではなく、母語であっても職務を遂行できる状態をつくることも必要だと思います。そのことを記載してください。</p>	
47	<p>8頁（5）事業主に次の文言を加える。「外国人を雇用している企業は、その人数などに見合った支援金を公共団体や識字・日本語教育推進団体に提供すべきです。」</p>	<p>本方針では、事業主に対する一般的な期待として記載しており、原案どおりとします。</p>
48	<p>8頁から登場する概念について。「やさしい日本語」よりも「分かりやすい日本語」とした方が適切です。</p> <p>そもそも「やさしい日本語」は、実態的な概念として曖昧です。そのことは、このことばの漢字表記を考えるだけでも明らかです。「やさしい」とは「優しい」なのでしょう。それとも「易しい」なのでしょう。この二つは大きく異なります。「易しい」であれば「誰にとってもわかりやすい」というユニバーサルデザインを象徴することばだということになります。「優しい」であれば、「相手をいたわることばだ」ということになります。「優しい」言葉を使ってパワハラすることも可能です。ことばづらでは「優しい」ことばだったとしても、いくらでも相手を追い込むことはできるからです。たとえば、ホテルの従業員が外国人とおぼしき客に対して「外国人の方には、パスポートを見せていただいています。パスポートの提示がない場合には宿泊をご遠慮いただくことになっております」と「優しく」言ったとしても、これは法律的に間違った内容であり、差別であり違法な言動です。「やさしい日本語」推奨者は、このような言動は別な問題だということも知れませんが、「やさしい」ということばに含まれる問題であることは認めるのではないのでしょうか。このような問題と区別するためにも、「やさしい日本語」という言葉を使うことは適切ではな</p>	<p>やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。（『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』出入国在留管理庁・文化庁、2020年）</p> <p>以上を踏まえ、本方針では「やさしい日本語」という表現を用いることとし、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「3 各主体に期待される役割」		
	く、使うとすれば「易しい日本語」の方だと思います。だとすれば「やさしい日本語」というよりも「分かりやすい日本語」の方が適切です。	
49	「3各主体に期待される役割」に、「府」がないのはなぜか。「3略」に、「2府の責務」の文章を、その項目のテーマに合うように書き換えて、(1)国と(2)市町村の間に入れたらいいのでないか。また、書き換えることによって、「2府の責務」で書かれていることで、欠落するようなことがらについては、①にもあるように、「はじめに」か「おわりに」でも書けばいいのでないか。	大阪府の役割については、「府の責務」において整理しており、「各主体に期待される役割」とは性格の異なるものですので、本方針の構成については、原案どおりとします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向「4 各主体との連携」		
50	8ページ「4各主体との連携」 →本文の6行の記述内容の表題としては、上記はふさわしくないのではないかと。「大阪府は～関係部局が連携し～必要な調整・支援体制を整えます」とあるが、各主体全体が召集されるような交流や連絡会のようなものが設定されているとは言い難いのではないかと。 日本語教育推進法28条に、「地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」とあります。条例という条件もありますが、推進法27条の「日本語教育推進会議」審議会等の設立に向けての方向性だけでも提案してほしい。	各主体との連携については、庁内および関係機関・団体との情報共有や協力を通じて進めていくものとしています。新たな会議体の設置等については、本方針では記載せず、今後の取組の参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
51	<p>「第3章識字・日本語教育の推進の内容に関する事項1識字・日本語教育による学習機会の充実（1）外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実」とありますが、識字・日本語は基本的には成人基礎教育の場であるとおもいます。また、前段のながれ・記載からしても順番としては、（4）地域における学習機会の充実が（1）にくるべきだと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本方針第3章「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」について、項目の順序を見直します。「（4）地域における学習機会の充実」を（1）とし、以下、順に番号を繰り下げます。</p>
52	<p>1 識字・日本語教育による学習機会の充実 （1）では外国ルーツの子どもたちのことから順に述べられ（4）で識字・日本語教室がでてきます。順番としては、識字・日本語教室が（1）にくるべきです。前段もその順で記載されていますし、そもそも識字・日本語は、成人基礎教育の場であることが前提だからです。</p>	
53	<p>以下目次をみると識字・日本語教育とありますが、内容は外国人を対象とした学習になっています。外国人を含む多様な人の学びの機会を保障していくのが識字・日本語教育であると思いますし、そのように記載もされているので、ぜひ、見出し、内容をもその内容にあわせてください。また、識字・日本語教育は成人基礎教育の場であることは既に記載されているとおりです。順番も（4）が一番はじめにくるべきではないでしょうか</p> <p>第3章識字・日本語教育の推進の内容に関する事項 1 識字・日本語教育による学習機会の充実 （1）外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実 （2）外国人留学生等の学習機会の充実 （3）外国人労働者等の学習機会の充実 （4）地域における学習機会の充実</p>	
54	<p>P.9～の「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」の（1）～（4）を、識字・日本語教育の重要性順に（4）、（3）、（2）、（1）と並び変える。</p>	
55	<p>「平成28（2016）年には、同協議会において「大阪府内における識字・日本語学習活動促進のための課題整理報告書」が取りまとめられ、以後、報告書に</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の文言を追加します。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
	<p>記載された「7つの課題」をふまえ、各市町村や関係機関・団体等と連携しながら取組の推進が図られてきました。」</p> <p>現在、社会的状況の変化に伴い（特に人権にかかわるさまざまな諸状況の変化）上記も見直しが進んでいると思います。その旨も記載された方が良いでしょう。</p>	<p>「令和8（2026）年3月、同協議会において「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について（提言）」が策定されました。同提言では、これまでの実践の蓄積を踏まえつつ、識字・日本語学習活動が人権保障として果たしてきた役割を改めて整理するとともに、今後の取組を推進していくうえでの基本的な方向性や課題が示されています。」</p>
56	<p>「近年、外国から来日する人の増加、在留資格や背景の多様化が進むとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった青少年層が教室につながるケースも見られるようになってきています。」とありますが、青少年層にかぎりらないと思います。中高年層も一定参加されたこともあります。また学校に通っていても分離教育で十分に義務教育を受けることができなかった、また多様な人と学ぶことができなかった人もいます。障害を理由に十分に学ぶ機会を得られなかった人もいます。それらの人が参加しているということも記載があって良いと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「近年、地域における識字・日本語教室では、学習を希望する外国につながる人びとが増加するとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった人びとなど、これまで以上に多様な背景をもつ人びとが参加するようになってきています。」</p>
57	<p>「令和6（2024）年時点で、大阪府内には200を超える識字・日本語教室があり、4,505人の学習者と2,662人の学習支援者が、それぞれの目標に応じて学び合い、支え合う活動を展開しています。」</p> <p>更新されると思いますが2025年時点での数字が出ていると思いますので更新をお願いします。</p>	<p>学習者等の数値については、府教育庁が令和7（2025）年度に実施した「識字・日本語教室活動状況調査」の結果を反映し、修正します。</p>
58	<p>「在日外国人に関わる教育における指導の指針」について言及する必要はないでしょうか。</p> <p>また、「外国につながる子どもが義務教育を受ける機会を確保するため」とありますが、そのままでもいいでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3章（1）「外国につながる幼児、児童、生徒等の学習機会の充実」の文章を、以下の通り修正します。</p> <p>「大阪府では、こうした状況に鑑み、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6（2024）年2月大阪府教育庁）を策定しました。本指針もふまえ、すべての子どもが安心して学び、自己の可能性を伸ばしていけるよう、以下の施策を推進します。」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
59	<p>「こうした教室は、単なる言語習得の場にとどまらず、学習者や支援者が自分の生活や人生を見つめ直し、自信を育み、自分らしく生きることの大切さに気づく場でもあります。人と人が出会い、支え合い、ともに学び合うその場は、学習者にとっても支援者にとっても孤立することなく地域で生き生きと暮らすことにつながる「居場所」としての役割を果たしています。」</p> <p>上記はその通りだと思いますがこれまで大阪が培ってきたものを考えるともう少し積極的に書いても良いのではないかと思います。人権を礎に取り組みが実施されてきました。そこで大事にされていたことは、なぜ、学習者が通わざるを得なかったのか、その社会のありようを考えること、社会の理不尽さに気づくこと、そしてそれらを変えていくことが大事にされてきました。識字・日本語教室は排外主義的な取り組みが多くなっているいまの社会、多様な人があい、衝突しながらもどうすれば多くの人々が安心して暮らせる場になるのかを考える機会、学ぶ機会でもあると思います。居場所ではありますが、そういった共生について考える最前線でもあると思うので、ぜひそのことを盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3章「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」(4) 地域における学習機会の充実」の文章を、以下の通り修正します。</p> <p>「こうした教室は、単なる言語習得の場にとどまらず、学習者や支援者が自分の生活や人生を見つめ直し、自信を育み、自分らしく生きることの大切さに気づく場でもあります。人と人が出会い、支え合い、ともに学び合うその場は、学習者にとっても支援者にとっても孤立することなく地域で生き生きと暮らすことにつながる「居場所」・共生について考える場としての役割を果たしています。」</p>
60	<p>「・人権に根ざした教室づくりの推進学習者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、安心して自分らしく存在できる場として人権が保障された教室づくりを支援します。差別や排除のない学びの空間の育みを支援することで、地域全体の人権意識の向上にもつなげます。その一環として、学習者が自らのことばで語り合い、互いの経験や思いを共有できる人権学習や交流の機会を設け、教室の枠を越えたつながりと人権の学びを広げます。」とあります。もう少し積極的に人権学習などを実施する、または人権学習などの教材を開発している識字・日本語センターと協働するなど記載してください。識字・日本語センターは教室紹介などで協働されていると思いますが、このかんの識字・日本語学習の場におけるさまざまな事象をふまえ、人権学習にかかわる教材開発もしていません。それらを積極的に広げていくことも人権に根ざした教室づくりの推進だと</p>	<p>識字・日本語センターについては、第3章において、脚注15として、事業内容等を補足していますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
	<p>思います。また、大阪府でも人権にかかわった研究事業なども実施されていると思います。支援するにそれは含まれているかもしれませんが、いま求められていることでもある箇所なので、積極的な記載が良いと思います。</p>	
61	<p>(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実の箇所で夜間中学にはふれられていますが、識字・日本語教室は触れられていません。識字・日本語教室は基本的には成人基礎教育の場ではありますが、学校だけでは学習できないということで、識字・日本語教室にも多くの外国につながるのある児童生徒が通っています。その現実も記載した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>識字・日本語教室において、外国につながるのある児童生徒が学習活動に参加している実態があることは認識しています。</p> <p>また、第3章の1「(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実」の項目において「教育現場だけでなく、家庭や地域、行政、そして社会全体が連携し」と記載しており、この中の「地域」に識字・日本語教室等が含まれているものと考えておりますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
62	<p>些末ですが、(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実に「子供」と記載があります。</p> <p>調査名をそのまま記載されたのかもしれませんが、文中に記載されているものなので、「子ども」、または法律にあわせて「こども」表記の方が良いかと思いましたが。他の箇所では、「子ども」であるので揃えても良いと思います。</p>	<p>他の箇所と合わせて、「子ども」に修正します。</p>
63	<p>(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実に「受入れ体制の整備」とありますが、(4)の識字・日本語教室に関わる内容においても必要ではないでしょうか</p>	<p>第3章1「(4) 地域における学習機会の充実」の項目においても、「地域における識字・日本語教育の体制整備と学習環境の充実が重要な課題となっています。」と記載しています。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
64	<p>(2) 外国人留学生等の学習機会の充実とありますが、大学との連携や働きかけについて記載があってもよいと思いました。ある教室には、大学では友だちができず、日本語で話す機会もないので、教室にきたという人もいました。また、他のある教室では、支援者として教室にかかわり、教育の重要性を学ぶことができ日本で教職員になった人もいます。そのような側面もあることを識字・日本語にかかわる基本方針なので、記載した方がよいと思います。</p>	<p>外国人留学生等の学習機会において、大学の果たす役割は重要であると認識しています。方針においても「留学生等に対する日本語教育については、大学・専門学校・認定日本語教育機関などが中心となって取り組んでおり、教育内容や支援体制の充実が図られています。」と記載しておりますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
65	<p>「多言語による就学案内の送付や、返信がない場合の家庭訪問など、各市町村の工夫された取組を広く共有し、就学支援の充実を図ります。」とありますが、就学案内にかぎらず、日常的な学校からのたより、連絡帳などの記載など多様化する住民に対応しているものとは思えません。識字学級にも、いまだに学校からのたよりの意味がわからず持参して内容を検討することがあります。日本語話者にとっても、たよりを読んでみると非常にわかりづらく、結局何をどうしたらよいかかわからない文章などもあります。多言語が難しくてもせめてふりがな表記をする、内容を簡潔にわかりやすくするなどしなければ伝えたい情報が伝わりません。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
66	<p>(4) 地域における学習機会の充実は、(1)の外国につながる子どもたちの取り組みに比べ項目も少なく、また(1)ほど具体的なことがらが記載されていません。同様の内容がおとなについても書かれて良いのではないかと思います。加筆をお願いします。</p>	<p>本方針の構成については、日本語教育推進法に基づく国の基本方針を踏まえた構成としています。 ご意見の趣旨を踏まえ、地域における学習機会の意義や取組がより明確に伝わるよう、記載内容の整理を行います。</p>
67	<p>(3) 外国人労働者等の学習機会の充実についてはかなり高度な日本語習得をもとめられているように読みました。たしかに日本国内において、多くの日本人むけの医療や福祉サービスとなるので日本語でということはわかりますが、専門知識はあっても言語の壁でその力を生かせないことも発生しています。日本語そのもののあり方を問う書き方もあった方がよいのではないのでしょうか。「やさしい日本語」などわかりやすい日本語を普及したり、相手の母語も大事にしながら事業が進められることも大事だと思います。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
68	<p>(4) 地域における学習機会の充実については、もう一項目を設け、人権に関わる教材開発と啓発なども加えてもらえると良いと思います。昨今、残念ながら識字・日本語学習の場においてハラスメント事象があります。社会の縮図でもあるので、起こりうる事かと思えます。多くが学習機会を持っていないことが要因だと思います。一方で、そのような事象が発覚するのは、人権に関わって考え行動してきた蓄積があるからだとも言えます。人権に関わる認識、制度、概念などはこの10年で大幅に変わっています。誰もが学び続けなければ、差別する側に立ってしまうおそれがあります。教育活動すべてに置いて人権は礎ではありますが、積極的にそのことを学ぶということを項目として掲げ、広げていく事が大阪府がすべきことだと思います。</p>	<p>ご指摘の「人権に関わる教材開発と啓発」については、第3章1(4)「・人権に根ざした教室づくりの推進」に含まれていると認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
69	<p>夜間中学と学校教育の連携は記載されていますが、識字・日本語教室との連携も（保護者層の学習）必要だと思うので記載が必要だと思います。</p>	<p>第3章1の「(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実」の項目において「教育現場だけでなく、家庭や地域、行政、そして社会全体が連携し」と記載しており、この中の「地域」に識字・日本語教室等が含まれているものと考えておりますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
70	<p>韓国では国家的に予算がつけられデジタル識字の取り組みが進められています。たとえば、キオスク（タッチパネルの注文板）などを実際に用いて学習するなどです。方針では、デジタル化が進むなかで取り残されつつある人々、世代については触れられていません。例えば高齢でスマホやネット、SNS、さまざまな商品購入のクーポン等のサービスなども使えない人は多くいます。識字学級ではそれらの学習も学習者の希望に応じてしていますが、もっと多くの人困っているのではないのでしょうか。病院も最近は予約はネットで、問診もネットでとなり、困っている人も教室にはいます。デジタル識字に関わる取り組みを推進することも記載が必要だと思います。</p>	<p>デジタル化の進展に伴う課題については認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
71	<p>(4) について「近年、外国から来日する人の増加、在留資格や背景の多様化が進むとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった青少年層が教室につながるケースも見られるようになっていきます。」とあります。</p> <p>情報化がすすむなかでデジタルデバイスの使い方などに困難をかんじ、さまざまな公的サービスを得ることが難しい中高年層がいます。その人たちにも識字・日本語教育において保障されるべきだと思います。実際、防災アプリインストール一つとっても、難しく、教室でボランティアと一緒に作業するとういうことが発生しています。命に係わる情報が、いまやインターネットを通じてなされるので、それらに合わせたリテラシーの獲得が必要になっています。また、危険性も十分なまびながら、デジタルデバイスなどを使いこなせるようになると生活がひろがります。生活範囲が広がることはとても大事な事だと思います。ぜひ組み込んでください。</p>	<p>デジタル化や情報化の進展により、新たな学習ニーズが生じていることは認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
72	<p>(3) 外国人労働者等の学習機会の充実で、事業主等への働きかけと経済団体等との連携など3つの柱をあげられていますが、雇用者に対する人権研修の充実なども入れた方が良いと思います。労働力ではなく、人です。言語保障だけが人権保障ではないのでその旨記載した方が良いと思います。</p>	<p>外国人労働者等に関する施策において、人権の観点が必要であることは認識していますが、本方針では、事業主に対する一般的な期待として記載しており、原案どおりとします。</p>
73	<p>(4) 地域における学習機会の充実について、不足しているのは学習機会だけではなく、人権学習などを位置づけ実施している、人権を礎としている教室も不足しているとおもいます。そういった面を充実させることが安心・安全な学びの場につながるとおもいます。人権に根ざした教室づくりの推進に書かれているものよりももう少し積極的に自分や多様なひとの人権について学ぶ場である、学ぶ機会を保障する、学習教材を開発する、啓発するなどの記載をお願いします。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
74	<p>人権課題や人権に関する概念などがブラッシュアップされているいま、積極的に学ばなければ人権を根ざした教室づくりはできません。交流だけにとどまらず、積極的に人権学習教材開発や、啓発などに取り組んでください。</p>	<p>人権を基盤とした学びが、識字・日本語教育の取組において重要であることは認識しています。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。</p>
75	<p>9頁本文2行目において、「日本語指導が必要とされる児童生徒」数が令和5年（2023年）調査に基づいてあげられています。こういう数字は毎年大幅に変動していることが知られています。ですから、新しい年度の数字に変えるべきです。</p>	<p>最新の調査結果（令和7年（2025年）調査）を参考に、修正します。</p>
76	<p>10頁「ともに学ぶ環境の創出」という見出しのもと、「多様な背景のある子どもたちがともに学び、互いの文化や価値観を尊重し合う教育環境を整備することで、国際的な見識を備えた人材の育成と共生社会の実現をめざします。」のあとに次のように付け加えます。</p> <p>「この意味で、日本語指導が必要だからという理由で特別支援学級に入れることは止めなければなりません。教員が足りないとすれば、それは政府の責任であり、政府に要望すべき事柄です。」</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしていますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>
77	<p>10頁なかほどに「保護者への支援と情報提供」という見出しのもと、「保護者が教育制度や学校等の取組を理解し、家庭と学校等が信頼関係を築きながら、子どもの学びを支えられるよう、やさしい日本語や多言語資料を活用した情報提供と相談支援の充実を図ります。」とあります。</p> <p>このなかの「やさしい日本語」を「分かりやすい日本語」に変えるべきことは、別途述べたとおりです。さらに、この後に続けて、地域にある識字・日本語教室に関して情報提供すると同時に、識字・日本語教室に保護者をつないでいくことが求められます。」と書き込んでください。校区にある識字・日本語教室と保護者をつなぐことは、小・中学校の義務です。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしていますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。</p>
78	<p>13頁の中程「大阪識字・日本語協議会」については構成団体を明記すべきです。自治体名や市民団体名を入れてください。主な団体だけでもOKです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、「大阪識字・日本語協議会」の構成団体を脚注に記載します。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
		「大阪識字・日本語協議会の構成団体大阪府、大阪市、堺市、識字・日本語連絡会、大阪府人権協会、識字・日本語センター及び関係団体等」
79	<p>13頁。大阪識字・日本語協議会における「7つの課題」は2025年度現在、更新されようとしています。この点について次のように触れるべきです。</p> <p>「大阪識字・日本語協議会では2025年度をかけたこの7つの課題を今日的にあうように更新しているところです。同協議会の課題整理と本基本方針とは相互に参照するよう求められます。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の文言を追加します。また、第1章「2方針の位置づけ」の脚注に、同提言について記載します。</p> <p>「令和8（2026）年3月、同協議会において「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について（提言）」が策定されました。同提言では、これまでの実践の蓄積を踏まえつつ、識字・日本語学習活動が人権保障として果たしてきた役割を改めて整理するとともに、今後の取組を推進していくうえでの基本的な方向性や課題が示されています。」</p>
80	<p>14頁に「識字・日本語センターは、平成14（2002）年に開設され、大阪府、大阪市、堺市、財団法人大阪府人権協会（現一般財団法人大阪府人権協会）、社団法人大阪市人権協会、識字・日本語連絡会等、行政・民間のネットワークを生かした協力と連携により、識字・日本語学習に関わる相談や情報の発信など7つの機能を果たすため運営されてきました。」とあります。</p> <p>この内容は、本文に入れてください。また、このあとに「大阪府が財政支援を打ち切ったために」と入れてください。</p>	<p>識字・日本語センターの役割については重要であると認識していますが、本方針は施策の基本的な方向性を示すものであることから、個別の取組主体の詳細や経緯については本文での記載は行っていません。</p> <p>そのため、当該内容については脚注において参考的に補足し、地域における学びの機会を支えてきたこれまでの実績や役割が適切に伝わるよう記載していますので、ご指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
81	<p>9ページ「第3章」「1 識字日本語教育による学習機会の充実」「1 識字日本語教育による学習機会の充実」には、下記4項目について書かれている。</p> <p>(1) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実</p> <p>(2) 外国人留学生等の学習機会の充実</p> <p>(3) 外国人労働者等の学習機会の充実</p> <p>(4) 地域における学習機会の充実</p> <p>→ (1) の担当部署は、府教育庁・府教育委員会・学校教育関係部署と思われる</p> <p>→ (2) の担当部署は、どこでしょうか？</p> <p>→ (3) の担当部署は、どこでしょうか？</p> <p>→ (4) の担当部署は、府教育庁・地域教育振興課でしょうか。</p> <p>→この文章を、それぞれの担当部署が「これは、私たちの担当だ」と考えて読むのだろうか。誰も読まないであろうというか、「こう書いていますけど…」と言われた時にしか見ないだろう文章だという気がして、コメントを書くのも辛いのですが…。</p>	<p>本方針において示している施策については、関係部局が連携して推進していきます。</p> <p>担当部局については明示しませんが、必要な連携が図られるよう取り組みます。</p>
82	<p>年々外国から働きに来る人が増加しているが、それに応じて日本語を学びたい人も多くなってきています。南河内には公立の夜間中学がありません。1991年から自主夜間中学を続けてきました。学習場所も市の集会場を週1日借りて続けていました。講師はみなボランティアです。</p> <p>その集会場も、コミュニティセンターをつくる工事のため、昨年10月から今年3月まで使用できなくなり、代わりの場所探しに苦労しました。ようやく見つけ、今、4月まで続けています。4月からは新しくできたコミュニティセンターで学習しますが、専用の教室でなく、フロアの一区画で、教材等が置けるかどうかもわかりません。</p> <p>行政の責任で、公立夜間中学・日本語教室を増やしてください。</p>	<p>本方針は、識字・日本語教育施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
83	<p>「中学校夜間学級との連携と支援」の部分で、</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言を以下のように修正します。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「1 識字・日本語教育による学習機会の充実」		
	<p>「…また、夜間中学の意義や役割についての認知度の向上を図り、学ぶ機会を必要としている人びとを学びの場につなぐことができるように広報活動に取り組みます。」</p> <p>⇒「…また、夜間中学の意義や役割についての認知度の向上を図り、学ぶ機会を必要としている人びとを学びの場につなぐことができるように、府内各市町村や関係団体とも連携しながらさらに広報活動に取り組みます。」</p>	<p>「夜間中学の意義や役割についての認知度の向上を図り、学ぶ機会を必要としている人びとを学びの場につなぐことができるように、府内各市町村等と連携しながら広報活動に取り組みます。」</p>
84	<p>識字・日本語センターは、大阪における識字・日本語学習の取り組みをサポートするべく7つの機能を中心に、活動を進めてきました。しかし2009年に大阪府の財政改革の名のもとに行政からの財政支援が打ち切られ、以来ボランティアを中心とする民間団体によって運営されてきました。現状では、近年の在住外国人の急激な増加による日本語学習の機会のさらなる充実の必要性に対応できていません。このセンターが動き出した2002年当時よりもさらにいっそう重要性が高まっている今、行政（大阪府、大阪市、堺市）がきちんと責任をもって、識字・日本語センターを機能させていくことは喫緊の課題であります。</p> <p>今回の基本方針においても、その認識は示されていると思います。しかし、「識字・日本語センターが蓄積してきた情報やノウハウのさらなる活用が期待される」と提唱されていますが、「期待されているところ」という現実認識だけでは施策の基本方針とは言えません。各自治体が協力し、さらには関係する民間団体も巻き込んで、いかにこのことを実現していくかという具体的方向性が示されなければなりません。具体化するためには「人」と「金」が絶対的に必要となります。行政の責任の所在はそこです。このことも踏まえて「基本方針」が策定されることを求めて止みません。</p>	<p>識字・日本語センターが、これまで大阪府域における識字・日本語教育の取組に重要な役割を果たしてきたことは認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「2 府民の理解と関心の増進」		
85	<p>「2府民の理解と関心の増進」について、柱とするためにもう少しボリュームがあった方がいいのではないのでしょうか。少なくとも、背景や状況に関する理解の増進、取組に対する必要性などの理解の増進、実際に外国人とのコミュニケーション力の育成など、小見出しが3つは付けられると思うので、そういった形でより理解が深まるように整理して示した方がいいのではないかと思います。また、その際、言葉を学ぶことは権利であり、また、(日本語教育推進法などに基づき、)言葉を学ぶことができる環境を整備することは地方公共団体の責務であり、効果とそのコストにより、実施の是非が問われるような性質のものではないという理解が進むような書き方をしてもらえたらと思います(「はじめに」などで権利だと述べていますが、それはそういうことだと思います)。府だけではなく、市区町村、関係機関・団体が一体となって、社会全体でそういう理解が進むように取り組まないといけないということなんだと思います。</p>	<p>第3章「2府民の理解と関心の増進」の中で、「識字・日本語学習を必要とする人びとの背景や状況に対してともに考え行動し、学び合い、支え合う関係を築けるよう、広報・啓発活動を推進します。」等、整理して記載していますので、原案どおりとします。</p>
86	<p>2府民の理解と関心の増進のところではより具体的に、9月に取り組んでいる識字月間をさらに広げるということを記載しても良いのではないのでしょうか。府内の自治体では、9月8日の国際識字デーに関連して、さまざまなイベントを9月に実施しています。韓国では国が9月を識字月間にしていますが、それにならって大阪でも現在民間で中心になって9月を識字月間として啓発などを展開しています。大阪府としても9月を識字月間として、潜在的学習希望者・学習支援者、府民にはたらきかけるとした方がインパクトもあると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
87	<p>2府民の理解と関心の増進のところには、ぜひ識字月間を位置づけ取り組みを進めるということを記載してください。大阪府には、万博などで展示した識字・日本語学習にかかわる写真パネルなど充実した啓発ツールがあります。府民の多くが知るためにも月間をとおしてのキャンペーンは必要だと思います。国際識字デーの9/8がある9月を識字月間として取り組みをしている自治体も</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項「2 府民の理解と関心の増進」		
	多くあります。ぜひ、大阪府もツールを活かして多くの人々に伝える機会を作ってください。そのことを基本方針にもぜひ記してください。	
88	2 府民の理解と関心の増進 広報・啓発にかかわって長年、識字・日本語連絡会や識字・日本語センターが民間団体として行政と連携しながら取り組んできました。その充実を図ることが必要だと思います。大阪府は、府民一人ひとりが識字・日本語教育の意義を理解し、識字・日本語学習を必要とする人びとの背景や状況に対してともに考え行動し、学び合い、支え合う関係を築けるよう、広報・啓発活動を推進します。の文中に識字・日本語連絡会、識字・日本語センターを表記してください。	識字・日本語教育に関わる関係機関・関係団体等が、これまで府内において重要な役割を果たしてきたことは認識しています。識字・日本語センターについては、第3章において、脚注15として、開設後の経緯や事業内容等を補足していません。また、その補足説明の中に、識字・日本語連絡会についても記載していますので、ご指摘の箇所については原案どおりとします。
89	府民への啓発について、9月を識字月間と定めてキャンペーンをやってください。潜在的学習者、潜在的学習支援者を教室につながります。また、識字・日本語教室に来ている人々のことを知る機会になり、その人々がより暮らしやすい社会を構築できます。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
90	9月の識字月間に取りくむことを盛り込んでください。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
91	15 ページ「2 府民の理解と関心の増進」 →「理解と関心の増進」は重要であり必要だろう。しかし、それが結実する場があればこそ、ものごとは始まるのである。「理解と関心」だけでは、必要とする人たちに、なにも届かない。8, 9 行目「～共に考え行動し、学び合い、支えあう関係を築けるよう、」の後に、「そのような『場』の設置を含め」を入れ、「広報、啓発活動を推進します。」とする。 ※「啓発」とは、単に知識を増やすというだけのものではない。その知識がその人や周りを変えていくものであると考えます。	本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしているため、ご指摘の箇所については原案どおりとします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
第4章 おわりに		
92	<p>「国際化の進展や法制度の整備を背景に、学校、地域、職場、大学など多様な場で学びの機会が広がっています。」だけではないと思います。国際的な人権に関わる諸条約などのアップデートも含まれると思いますので記載があったほうが良いと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「国際化の進展や法制度の整備等を背景に、」</p>
93	<p>基本方針だけではより具体的に何をどうするのが明確ではありません。ぜひ基本計画をつくってください。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。</p>
94	<p>「…府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、あらゆる主体の協働と連携が欠かせません。大阪府は本方針に基づき、庁内各部署が既存の会議体を有機的に連携させながら、市町村や関係団体等と協働し、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な推進体制の整備を進めます。」</p> <p>「…庁内各部署」と記載されているので労働や福祉の部局なども含むかと思いますが、府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民だけではなく、もう少し具体的な部局名を記載した方が良いかと思います。学校教育と社会教育の連携（識字・日本語と夜間中学）もなかなか難しい現状（学習機会についての情報共有など）があるので、より具体的に連携していけるように記載した方が良いと思います。</p>	<p>本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な部局名の記載については行いませんが、必要な連携が図られるよう取り組みます。</p>
95	<p>15 頁に「本方針では、文化的・言語的に多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、主体的に参画できるよう、識字・日本語教育の充実を推進する方向性を示しました。」とあります。</p> <p>このなかの「文化的・言語的に多様な背景のある人びと」とあるのを「教育的・経済的・文化的・言語的に多様な背景のある人びと」に変えてください。</p> <p>識字問題を考えれば、このような説明が不可欠です。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「教育的・経済的・文化的・言語的に多様な背景のある人びと」</p>

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
96	和暦だけの箇所がありますので、西暦も併記していただいた方がよりわかりやすいと思います	ご意見を踏まえ、可能な限り和暦・西暦を併記します。
97	指針の構成・流れとして、目的があり、そのために何をやるかということが書かれた後に、こういった役割分担で行うのか書かれていた方が理解しやすいと思いました。	本方針の構成については、日本語教育推進法に基づく国の基本方針を踏まえた構成としています。ご指摘の箇所については、原案どおりとします。
98	全体的に識字に関する記述が少ないと思いました。	本方針の構成については、日本語教育推進法に基づく国の基本方針を踏まえた構成としています。
99	はじめにでもなく全体にあたるかもしれませんが。防災など、ことば（情報）と生命に関わることについての記載があると良いと思いました。識字・日本語学習は同化を促すものではないとおもいます。互いの文化やことばを大事にするということ言えば、生命に関わる情報などは公（自治体）が保障していくものだと思います。多言語で、かつわかりやすい日本語でそれらは提供されるものだと思います。特に防災などは、多言語・わかりやすい日本語での情報提供が日ごろからなされており、そこにアクセスすることが日常化されていないと、緊急時には対応できません。そのあたりの記載も必要ではないかと思いません。	防災をはじめとする生命・生活に関わる情報の提供については、多言語対応や「やさしい日本語」の活用などが重要であると認識しており、本方針においても、生活に必要な情報を理解し活用する力を「識字」の一部として位置づけています。 また、大阪府では、防災や生活等に関する情報を、多言語版や「やさしい日本語」版で提供しています。本方針は識字・日本語教育の基本的な方向性を示すものであることから、防災分野に特化した記述は行っていませんが、いただいたご意見の趣旨は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
100	全体に関してです。国による法律の制定などにもなっていく方針ではあるかと思いますが、これまでも大阪では、内外人平等という観点を大事にしながら教育活動が進められてきたと思います。成人を対象とした識字・日本語もですし子どもたちもです。そのあたりの観点が抜けているので改めて記載した方がよいのではないのでしょうか。特に昨今排外主義的な取り組みが進んでいます。改めて記載しておくことが重要だと思います。	第1章「3用語の定義」「(2)日本語教育」において、「多文化共生の基盤形成日本語教育を通じて、異なる言語や文化的背景のある人びとが相互理解を深め、ともに学び合う環境づくり。」とあり、当該の観点はすでに記載していることから、ご指摘の点については、原案どおりとします。
101	本基本方針は「識字・日本語」の両方に渡っているにもかかわらず、第3章の内容がもっぱら日本語教育にのみ限定されている。識字についても積極的に論じるべきです。	本方針の構成については、日本語教育推進法に基づく国の基本方針を踏まえた構成としています。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
102	学校教育の「存在」「意義」「意味」などが衰退していく中で、社会教育分野が頑張っこそ、学校教育の再生があるのではないかと考えます。学校教育がすべてを解決する「誤解」は改めるべきです。「教育」の「一端」を「社会教育」に返していくべきです。そして、そのために、予算を含め、もっと条件をよくすべきです。社会教育の再生こそが求められます。夜間中学校を社会教育のカテゴリーに入れてもいいのではないかと。	社会教育が地域における学びやつながりを支える役割を果たしていることは重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
103	識字や日本語教育を必要とする人の中には、「ひらがな」を読めても「カタカナ」が読めない人が存在します。そのため、「カタカナ」にも「ひらがな」のルビをつける必要があります。すでに、そのような対応をしている自治体や関係団体もあります。	ご意見を踏まえ、別途「ルビ打ち版」を作成、公表します。
104	今の識字教室の状態ですと、講師不足、講師陣の高齢化があります。日本語学級と合同での学習には人数的にも無理があります。人員補助等の支援をお願いします。	識字・日本語教室において、講師不足や支援者の高齢化といった課題が生じているとのご意見は重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
105	識字運動は部落差別によって貧困の為教育の機会をうばわれてきた者による闘いでした。日本語教室とは全く歴史もちがうし、課題もちがいます。人権を守るという観点から文字を獲得していくという点では、文化交流は大切なことだと思いますが、個々の課題にそった方針を出してほしいと思います。まずは地域に足を運び現実を見て方針を出して下さい。	本方針では、識字と日本語教育を一体的に推進する方向性を示していますが、それぞれの歴史的背景や課題の違いにも配慮しながら記載していますので、原案どおりとします。
106	識字教室を年に2回位は見に来て下さい。地域にも足をはこんで下さい。	施策を進める上で、現場の実情を把握することは重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
107	私たちは1年中教室でべんきょうしています。せめて年2回ぐらいは外に出て学習してみたい。	識字・日本語教室における学習は、教室内での学びにとどまらず、社会との関わりを広げることに意義があると認識しています。ご意見として承ります。
108	識字教室の予算を増やしてもらいたい。	識字・日本語教室の運営において、安定した活動基盤が重要であることは認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
109	しっかり部落問題をとらえ、文字をうばわれ、排除されてきた者の立場に立って考えて下さい。今、何が課題なのか、地域に足を運び考えて下さい。	識字が人権保障の取組として継続されてきたことは重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
110	識字問題と、日本語教室とは、歴史が違います。課題もちがいます。大いに交流は結構ですが、人権という言葉でたやすくひとくくりししないで下さい。1つ1つついでいねいに向きあって、地域に足を運び現実を学んで下さい。	識字と日本語教育は、それぞれ異なる歴史や課題を有しており、一律に捉えることができない点があることは認識しています。本方針では、識字と日本語教育を一体的に推進する方向性を示していますが、それぞれの歴史的背景や課題の違いにも配慮しながら記載しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
111	基本方針の中で、社会参加のための識字と書かれています。識字交流会等に参加して、意見交流をして学びたいと思っても、高齢となりむづかしくなっています。参加費、交通費、引率してもらって講師陣等不足していることをどうお考えでしょうか。できるだけ支援していきと書いてありますが、どこに支援があるのでしょうか。	高齢期においても学び続けたいという学習者の思いを尊重することは重要であると認識しています。本方針は、施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施内容については、今後の施策展開の中で検討していくものとしています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
112	私たちは、いつも教室で学んでいます。せめて年2回ぐらいは、外に出て、見学もしてみたいです。他の教室にも行って見て交流してみたいです。	教室外での学習や交流の機会が、学びの広がりにつながるというご意見については認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
113	識字や、部落問題をないものにしてきた行政に対して不信感を拭えない。解決すべき課題だと国も言っているが、実際に何もなされてこなかった。教室ではそれを現実に具体化して実践しようとしているが、少数派が取り残されているのが現実。	識字をめぐる行政に対する不信や課題認識があることについては、真摯に受け止める必要があると認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
114	コーディネーター会議で要望を出しても叶うことはほとんどなかった。私たちの声を市から府、国に届けてほしい。	現場の声を市町村や国へつないでいくことは、府の重要な役割であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
115	私たちの教室の学習の様子を府、市担当者は1度でも見にこられた方はおられるのか。教室の現実をしっかりと見て理解した上で、指針を出すべきだ。	識字・日本語教室の実情を丁寧に把握することは重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
116	教室は日本語を身につけるための養成機関ではない。多様な人たちが集まって、安心して話せる居場所であることを第一にすべき。	識字・日本語教室が、単なる言語習得の場ではなく、安心して話し合える居場所としての機能を有していることは重要な視点であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
117	海外からの学習者の生きづらさを丁寧に聴けるような教室運営がなされているのか疑問。なかなか本音を言えない人たちをたくさん見てきた。それが日本語教育で抜け落ちている点だと思う。	学習者が安心して思いを表現できる学習環境の重要性については認識していません。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
118	日本語教育に熱心なボランティアの善意によって、識字が完全に、無視されたという経験がある。このように善意（外国人に対する）が識字を破壊し、分断を生まないようにしてほしい。	識字と日本語教育が対立するのではなく、一体的に推進することが重要であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
119	日本人の潜在的な非識字者は今だに少なくない。そのことを理解して、識字を守ってもらいたい。識字率 100%と 1996 年以前に国が言った大嘘が今だに信じられているのではないか。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
120	不登校等が増えて、困難を抱える子どもたちが増え続けている。でも、成人学習が主な教室とは別で、扱うべき問題だ。教室にできることとできないことを理解してほしい。	不登校等の課題と成人の識字・日本語教育の役割について、整理が必要であるとのことご意見は重要であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
121	教室は隣保館が無償で貸してくれている。他の教室も同様。もっと必要な予算は出してほしい。	学習環境の確保や運営に必要な経費についてのご意見は、識字・日本語教育を支える重要な視点であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
122	ボランティアに依存し過ぎの今のやり方を変えてほしい。自由にさせてもらえるのはありがたいが、限界がある。	ボランティアに依存した運営体制に限界が生じているとのことご意見は、現場の実情を踏まえた重要な指摘であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
123	謝礼金を頂いているが、教室運営のために自己負担しているボランティアがほとんど。役割を果たすためには、不十分過ぎる。運営費を増やしてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
124	海外からの学習者の日本語学習の場は確保すべきだが、受け入れ続けていけば識字で大切にしてきたことが失われてしまう。識字を守り、大切にしてほしい。	識字の伝統や大切にされてきた価値が損なわれないように施策を推進することは重要であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
125	教室の始まりについて、「差別」によると書かれているのは疑問。今も続く「部落差別」と書くべき。	文章表現については、全体を通して文意が伝わるように留意しております。ご指摘の箇所については原案のとおりとします。
126	識字教室で大切にされてきた部落解放運動、同和教育について、一言も触れられていない。府に問題意識はないのか疑問。	1ページ脚注2において、同和問題を解決するための取組みが推進されてきた経緯を記載しています。
127	被差別部落の困難を保障するために始まった識字の伝統をなくしていこうとする意図が感じられる。そういう意図がないならハッキリと明記すべき。	本方針は、識字の実践が人権保障の観点から重要な役割を果たしてきた経緯を踏まえ、その理念を継承しながら識字・日本語教育の推進を図るものであり、ご指摘のような意図はありません。引き続き、歴史的背景や意義が適切に伝わるよう努めてまいります。
128	インターネット上等の部落差別を看過している。それは識字・日本語教室で取り組むべき重大な人権課題であると考え直すべき。	ご意見として承ります。
129	同対審答申は今も有効であり、部落差別解消推進法に基づいていなければ、教室の原点が見失われ、差別を温存することになると考えてほしい。	ご意見として承ります。
130	数は少ないが識字学習者は各教室にいて、海外からの学習者が増えても、皆同じマイノリティであることに変わりはない。だから、従来の識字のあり方を残していくべき。	識字学習者が少数であっても、その学びの意義が変わるものではないというご意見は重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
131	識字を大切にすることを明記してほしい。部落差別が自然になくなっていくものではないことは歴史の証明する通りだから。	「第1章はじめに」の「1方針策定の背景と趣旨」の中で、「こうした識字学級の実践は、大阪府における人権保障としての言語保障の理念と識字・日本語教育の基盤を形づくってきました。」と記載しており、識字の伝統と理念を継承・発展していくことが大切であると認識しております。
132	識字を大切にしない日本語教室は必要ない。外国人向けの日本語保障は別の場で、国の予算で行うべき。	本方針では、識字と日本語教育を一体的に推進しつつ、それぞれの特性が尊重される方向性を示します。ご意見として承ります。
133	識字を大切にしていこうと書かれていながら、日本語教室との分断を進めている。現場でもそのようになりつつあるのを止めてほしい。	本方針では、識字と日本語教育を一体的に推進する方向性を示しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
134	日本語を進め、識字が減少していくことをどう見るか。識字がなくなるとは、部落差別をないものにして、外国人の人権保障にもならないことになる。どちらも教室で取り組むべき課題。	日本語教育が進む中で、識字の意義が十分に共有されにくくなっているとのことご意見は重要な視点であると認識しています。本方針では、識字と日本語教育を一体的に推進する方向性を示しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
135	学校でも教えられていない部落問題を学んでいくために教室が取り組んでいかなければ、大人はどこで学ぶ機会を持てるのか。識字が大切にしてきたことを大切に守ってほしい。	ご意見として承ります。
136	部落差別だけでなく、すべての人の人権を守ってきた識字教室こそが外国人の人権も守ることができる。	識字・日本語教室が、同和問題に限らず、幅広い人権課題に向き合う実践の場として機能してきたとのことご意見は重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
137	被差別部落からの学習者が減り続けているのは現実に見られることだ。だからと言って、識字教室の原点を忘れて、部落差別をないかのように扱うのは間違っている。	学習者の構成が変化しても、識字の原点を大切にすべきとのことご意見は重要であると認識しています。本方針では、識字の理念や歴史に配慮しながら取組を進める方向性を示しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
138	多様性を尊重するなら、日本語教育を中心に進めるべきではない。識字の中の日本語学習であるべき。	本方針では、識字と日本語教育は相互に関連し合うものとして整理しており、どちらか一方に限定するものではなく、一体的に推進していくことが重要であると考えています。ご意見として承ります。
139	日本語教育指導よりも、人権学習指導を進めてほしい。学習者にも学習パートナーにも。	ご意見として承ります。
140	教室のボランティアで部落問題を正しく知っている人は少ない。これは全国的な意識調査の縮図とも見られる。だからこそ、もっと啓発できる場として教室を活かしてほしい。	識字・日本語教室が啓発の場として果たしてきた役割は重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
141	海外からの学習者を今の教室ですべて受け入れるのは不可能。別に日本語教育機関を設ける責任が国にあるはず。	ご意見として承ります。
142	識字教室は人権の砦。それと日本語学習を両立させることは難しいが、やるべき値打ちのあること。そのように進めてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
143	外国人に部落問題学習、人権学習は難しいというのは誤り。身近な生活や母国の人権問題とつなげて学ぶことはできる。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
144	教室と学習者が長年大切にしてきたマイノリティの訴えを今後の海外からの学習者や新しいボランティアに引き継いでいってほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
145	日本語をまったく話せない海外からの学習者はこれまで受け入れられなかった。また受け入れるなら、別の専門機関を作るべき。	識字・日本語教育の場には、多様な背景や状況にある学習者が参加していると認識しており、個別の状況に応じた柔軟な対応が重要であると考えています。ご意見として承ります。
146	日本語教育をしたがるボランティアが増え続けている。識字・日本語教室で大切にしてきたことを知ってもらわなければ、単なる日本語教室ばかりになるのは目に見えている。現にそうなりつつあるのを止めてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
147	教えるだけでなく、学び合うことをボランティアに周知してほしい。学校ではできないことを学ぶことができる大切な居場所だから。	「教える」だけでなく「学び合う」という関係性が、識字・日本語教室の特長であるのご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
148	日本語教師の資格を持っているボランティアが増えているが、本来の識字が完全に無視されて進められている実態がある。教室の可能性を狭められ、有害だと思う。	識字において大切にされてきた理念は、日本語教育を含む学びの場全体にも通じるものと認識しています。ご意見として承ります。
149	日本語教育に熱心過ぎて、誰でも参加しやすいボランティアになっていない。もっと広く参加しやすい教室の進め方が必要。	誰もが参加しやすい学びの場づくりは重要であると認識しています。いただいたご意見は、今後の取組を検討するうえでの参考とします。
150	ただでさえ日本語教育が広く知られている現状なのに、これ以上強調する必要はない。そのせいで、識字はますます知られなくなっている。	ご意見として承ります。
151	識字を必要としていて、何十年も通い続けている学習者をたくさん見ている。その人たちの思いを大切にしてほしい。	長年学び続けている学習者の思いを尊重することは重要であると認識しています。ご意見として承ります。
152	教室では海外からの学習者も今はたくさんいるが、60年間、被差別部落の学習者が文字を取り戻すために守り続けてきた反差別の伝統がある。少数派の意見を重く受け止めてほしい。	識字・日本語教室が、人権を基盤とし、差別の解消に向けた取組を積み重ねてきた伝統を有していることは、重要な背景であると認識しています。ご意見として承ります。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
153	今まで部落の学習者と共に学び合ってきた。故人も多いが、彼らの小さな叫びを代弁するのが私の役割。府の取り組みもありがたいが、その叫びにも耳を傾けてほしい。	これまで識字学級で積み重ねられてきた学び合いの実践や、そこに込められた思いについては大変重要であると認識しています。ご意見として承ります。
154	教室では、日本と外国からの学習者が一緒に学んでいる。識字と日本語を同時に学ぶことも可能だと言いたい。難しいが、それぞれのためになっている。そんな例もある。	ご意見として承ります。
155	日本の労働人口が減少していくなかで、外国からの労働者に頼らなければならない国内の現状で政府が招いて渡日者が増えてきた。その人たちの暮らしを守るのは国の責任であり、きちんとした日本語学習の場をお金をかけて作っていくべきなのは当然。すべてを識字、日本語教室に頼るのはおかし。	外国人労働者等に対する日本語学習の機会の確保は重要であり、国においても制度的な対応が進められているところです。本方針では、府としての基本的な方向性を示しています。ご意見として承ります。
156	日本の労働人口を支えるために渡日した人たちの日本語学習の場は、識字とは別で、予算をかけて設けるべき。	ご意見として承ります。
157	教室に行くようになって、8年前は日本人の学習者が大勢いましたが、外国人の学習者が増えてきて内容が変わってきた。	ご意見として承ります。
158	ボランティアの学習パートナーが段々と減ってきて、困っています。もっと増やしてほしい。	学習パートナーの確保についてのご指摘は重要な課題であると認識しています。ご意見として承ります。
159	差別と書いてあるけど、差別は差別でも部落差別の事はなくそうとしている。まだまだ部落差別はなくなっていない、その事にもふれて考え直してほしいです。	同和問題については、現在においても重要な人権課題の一つであると認識しています。部落差別解消推進法等を踏まえ、大阪府として部落差別を解消するための取組を進めております。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
160	勉強をする事が出来なかった人達の為に立ち上げた識字学級なのに、なくそうとしている。もう一度考え直してほしい。	識字学級の原点を大切にすべきとのご意見は認識しています。本指針は、府内における識字・日本語教育のさらなる推進を図ることを目的に策定するものです。ご意見として承ります。
161	外国人が多く教室に来て下さっているけど、日本語を学びたい、漢字の意味を知りたいとって来ている人、それに対してもっとしっかりと学ばせてくれる、学習パートナーがほしい。	学習者一人ひとりの学習意欲やニーズに応じた支援の充実は重要であると認識しています。ご意見として承ります。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
162	私達も学生の頃学んだ文字でも年を重ねると思い出す事が出来ない。家でいざ勉強をしようとしてもなかなか一人では出来ない。	ご意見として承ります。
163	中学校までしか行っていないので、もっと教室でパートナー・学習者達と楽しく、時には、みんなで料理を作って食べて、仲間づくりを進めて行きたい。	学びを通じた仲間づくりや交流の意義は重要であると認識しています。ご意見として承ります。
164	文字を書けなかったために長い間苦しめられました。こんな事が二度と起きない為に勉強は大事だ!!	ご意見として承ります。
165	被差別部落に住むようになって、知らない人達でも声をかけてくれて、なんと親切な人だと思った。	ご意見として承ります。
166	毎週水曜日に隣保館で勉強をしています。それを楽しみにして、識字教室がなくなれば、一日中、テレビを見て過ごすようになるかも。教室は、なくさないで下さい。	識字・日本語教室が、学習者にとって大切な居場所となっていることは認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
167	特別措置法がなくなったからといって部落解消は未だできていません。国の問題で、早く解消を、解決せよ!!	同和問題については、現在においても重要な人権課題の一つであると認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
168	小学校、中学校の先生方も力を入れて部落問題の学習もされています。	学校教育において同和問題に関する学習が行われている点については認識しています。本方針では、社会教育としての学びの役割も大切にしています。ご意見として承ります。
169	被差別部落に住んで65年になります。でも、今も昔も、差別で苦しんでいる人が大勢います。	同和問題については、現在においても重要な人権課題の一つであると認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
170	今は、住宅が沢山建って、一見見た所、差別がないように見えますが、まだ差別はなくなっていないです。	同和問題については、現在においても重要な人権課題の一つであると認識しています。本方針では、そうした課題を踏まえた学びの意義を示しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
171	教室、隣保館、その他の組織の人たちと一緒に部落問題に一生懸命取り組んでいます。	同和問題については、現在においても重要な人権課題の一つであると認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
172	市教委はいつも予算がないと言われる。どれくらいの予算があって、各教室がどれだけお金を遣えるのかを説明して、透明性を示してほしい。	本方針では、府としての基本的な方向性を示すものであり、具体的な運営や予算に関する事項は設置主体等において検討されるものと考えています。

No.	ご意見	大阪府の考え方
その他（全体に関する事項等）		
173	ボランティアなので金銭的対価は当然いらない。でも十分な教室活動をするためにはもっと予算が必要。謝礼金ではなく、運営費として、目的を果たすための予算を増やして支給してほしい。	ご意見として承ります。
174	教室のあり方は多様であっていいが、忘れてはいけないことがある。それは、今だに続く部落差別を解消するために始まった教室であること、そして、外国人やすべての学習者にとっても同じ人権擁護のために必要な伝統を受け継いでいくということ。	識字教室が、人権擁護を目的としてきた歴史的な理念を有していることは認識しています。ご意見として承ります。
175	どこの国の人でも多様な他者とつながって安心できる居場所としても教室は大切。効率良く、日本語を使える人を量産する場ではないことを理解してほしい。	識字・日本語教室が、安心して人とつながれる居場所であることの意義は重要であると認識しています。ご意見として承ります。
176	毎回のコーディネーター会議は、研修内容はいつも充実していて学びになる。しかし、ほとんどが日本語教室向けであるのはおかしい。識字はないものにされている。改めて識字を重視してほしい。	ご意見として承ります。
177	学習希望者は増える一方で、待機者も教多い。その人たちの行き先は今のところない。一番困っている人を放棄しないでほしい。やはり、教室の増加や、他機関の増設が必要。	学習希望者や待機者が増えている現状については認識しています。いただきましたご意見については、今後の施策の参考とします。
178	学習者にとっても多くの待機者にとっても教室は必要不可欠なもの。趣味や娯楽としてではなく、生きていくために必要な学びを提供できる場を作ろうとしている。だから、もっと大切なものとして大切に、十分な教室活動ができるように府として、国として、支援してほしい。	ご意見として承ります。
179	識字教室が一番しんどい立場の人を大切にしようとしてきた。日本語がまったくできない人は、最も不利益を被りやすい。だから、何とかしたいのだが、教室の受け入れ容量を越えていて、ボランティアも足りず、断わらなければならないのが現状。早急に改善してほしい。	識字・日本語教室が、学びにおいて困難を抱えやすい人々に寄り添ってきた役割は重要であると認識しています。ご意見として承ります。